

GO TO SCHOOL BY CAR

# 自動車通学 許可基準

この基準は、人間生活学部生および大学院生等の花川キャンパスへの自動車通学（自動二輪車および原動機付自転車を含む）を許可する場合の基準や手続きなどについて定めるものです。

## 「長期許可」と「臨時許可」

自動車通学許可の形態は、事由により、「長期許可」または「臨時許可」のいずれかになります。

## 「長期許可」の条件

長期の自動車通学許可の対象となるのは、以下の場合に限られます。

1. 身体に障害がある、通院を要するなど、身体的理由等により公共交通機関による通学が困難である。この場合、医療機関の証明書（診断書）の添付が必要となります。
  2. 学部学生3年生以上、大学院生または科目等履修生。
  3. その他、「学生部委員会」が認めた場合。
- なお、「許可証」の有効期限は、最長で1年間（1年度）とし、必要に応じて毎年度更新できることとします。

※駐車場収容数を考慮し、学部4年生以上（大学院生、科目等履修生を含む）から優先的に許可します。また、通学にかかる所要時間も考慮する場合があります。

## 「臨時許可」の条件

1. 大学祭の運営など、学内の行事の運営のために、一定の期間、自動車の使用を必要とする場合。
2. 「石狩市 SAT」など、授業の一環として学外の公的事业に参加するために自動車の使用を必要とする場合。
3. 学生が、家族の介護または育児など、家庭の事情により自動車の使用を必要とする場合。

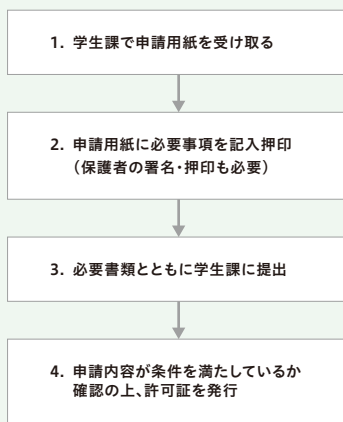
4. 聴講生で、一定の期間、自動車の使用を必要とする場合。

5. その他、「学生部委員会」が認めた場合。

「臨時許可」の場合、許可する期間等については、事由により学生部長と学生部委員会が相談のうえ決定します。

※自動車通学を希望する学生は、まずは学生課に相談してください。

## 許可申請の流れ



## 申請の手続き

許可の種類により異なります。学生課にお問い合わせ下さい。

## 「長期許可」申請の手続き

(1) 許可を申請する場合は、まず、花川キャンパ

ス学生課に以下の書類を提出します。

- ① 「自動車通学許可願」(なお、該当欄に保護者の署名・押印を受けること。)
- ② 「誓約書」
- ③ 「通学経路図」
- ④ 「運転免許証の写し」
- ⑤ 「任意自動車保険加入証明書」の写し

なお、提出の際、「自動車検査証」(車検証)の使用欄が本人または同一生計者であることの確認を行います。

(2) 「学生部委員会」による審議を経て、許可を受けるに相当すると認められた場合には、学生部長より「自動車通学許可証」が発行されます。(登録料 年額 1,000 円)

なお、許可を受けた場合、許可理由が消滅したときには、速やかに学生課に申告し、「許可証」を返却しなくてはなりません。

また、駐車スペースの空き状況などによっては、たとえ許可の条件を満たしていたとしても、必ず「自動車通学許可証」の交付が受けられるとは限りません。

## 「臨時許可」申請の手続き

たとえば、学内行事に関わる荷物の運搬などのため、1・2 日間の短期に限って自動車を使用する必要がある場合は、その理由についての証明者の署名・押印を受けた上で、学生課に申請してください。特に問題が無いと認めた場合には、「臨時自動車通学許可証」を発行します。

## 自動車通学上の注意事項

「自動車通学許可証」交付の際には、「自動車通学上の注意事項」(「許可証」裏面にも同じ内容が印刷されています)が渡されます。自動車通学の際は、その内容をよく読み、十分に注意して自動車を運転してください。

「自動車通学上の注意事項」には駐車場使用上の注意事項についても書かれています。駐車場を使用する際はその内容に従ってください。

なお、通学経路を逸脱した場合や友人を同乗させた場合などの事故は学研災の対象外となります。

## 自動車安全運転講習会

長期許可を受けた、または受ける予定がある学生は、

学生部が実施する自動車安全運転講習会を必ず受講しなくてはなりません。講習会実施の詳細については掲示等で案内します。

## 罰則・処分

これまで述べた事柄について、違反などが見つかった場合には、その内容や程度に応じて、次のような罰則・処分の対象とします。

罰則・処分の種別	該当する違反等
自動車通学許可の取消	「自動車通学許可証」を他人に貸したり、譲ったりした場合
	「自動車通学上の注意事項」を守らない場合
自動車通学許可の取消および「自動車通学許可願」の不受理*	「自動車通学許可願」に虚偽の内容を記入した場合
	許可理由が消滅したときに、申告や「許可証」の返却を故意に怠った場合

※当該学生の自動車通学の許可を取り消すとともに、その学生からの「自動車通学許可願」は、二度と受け付けません。

その他、以下のような場合には、「停学」「戒告」等、学則に基づく懲戒の対象となります。

- ① 「自動車通学許可証」を取得せずに自動車通学した場合
- ② キャンパス近隣で迷惑駐車を行った場合
- ③ 「自動車通学許可証」を偽造した場合